

八代市AIオンデマンド交通実証運行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は「八代市AIオンデマンド交通実証運行業務」の委託にあたり、公募型プロポーザル方式による企画提案を求め、最も適した受託事業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1)事業名称 八代市AIオンデマンド交通実証運行業務委託
- (2)業務内容 別紙「八代市AIオンデマンド交通実証運行業務委託 仕様書」のとおり
- (3)委託期間 契約締結の日から令和9年2月12日(金)まで
- (4)提案上限金額 22,405,900 円 ※運行委託費(上限 10,128,440 円)は含まない。

※消費税額および地方消費税額を含む

【予算に係る留意点】

本プロポーザルは、令和8年9月補正予算の成立を前提に事業化される停止条件付事業であり、令和8年9月補正予算が成立した場合には、本プロポーザルにより選定した事業者と契約を行うこととする。

ただし、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨を十分留意したうえで応募すること。

3 委託者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格要件

次の(1)又は(2)に掲げる者とする。

(1)単独事業者として参加をしようとする場合

- ①地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。
- ②八代市暴力団排除条例(平成 23 年八代市条例第 32 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ③会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- ④国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑤令和3年4月1日以降において、日本国内でAIオンデマンド交通導入・運用の業務実績を有する者であること。

(2)複合体事業者として参加しようとする場合

- ①構成している事業者の中から代表となる法人(以下「代表事業者」という。)を定めていること。
- ②構成している事業者のうち1人以上は、AIオンデマンド交通導入・運用の業務実績を有すること。
- ③構成している事業者のすべてが(1)①～④に該当すること。

5 選定スケジュール ※ 日程は全て予定。

公募開始(市ホームページ掲載)	令和8年7月27日(月)
質問の受付締切り	令和8年8月3日(月)17時
質問への回答	令和8年8月6日(木)
企画提案書等の提出締切り	令和8年8月19日(水)17時
書類審査結果通知	令和8年8月25日(火)
プレゼンテーション審査	令和8年9月1日(火)
審査結果通知	令和8年9月4日(金)
契約締結	令和8年10月上旬

6 仕様書等の配布

公募に関する資料、様式等は八代市ホームページからダウンロードすること。

■八代市ホームページ <https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00326537/index.html>

7 質問の受付及び回答

実施要領等について質問がある場合は、質問フォームにより行うものとし、口頭による質問は受け付けない。

(1)質問の受付

①受付期限 令和8年7月31日(金)17時まで

②受付方法 以下の質問フォームより質問を送信すること。なお、送信後は受付完了メールの受信を確認すること。<https://logoform.jp/form/zis6/1661924>

(2)質問に対する回答

提出された質問に対する個別回答は行わず、八代市のホームページ(仕様書等の配布先と同ページ)において、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を令和8年8月5日(水)までに、随時公開する。

8 企画提案書等の提出

(1)提出書類は次に掲げる書式により提案すること。

提出書類		内容、留意事項等	様式
ア	提案書提出届	様式に基づき記載する。	様式1
イ	共同企業体結成届 ※該当する場合のみ	様式に基づき記載する。	様式2
ウ	見積書	業務内容ごとに積算の基礎(内訳)を記載すること。	任意
エ	誓約書	様式に基づき記載する。	様式3
オ	企画提案書	別紙「八代市AIオンデマンド交通実証運行業務委託仕様書」の内容を踏まえ、以下の業務内容について記載すること。 (1)システム構築 (2)システムの保守・運用 (3)コールセンターの設置・運用 (4)利用方法の説明・指導	任意

		(5)プロジェクトマネジメント (6)その他運行開始準備業務	
カ	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
キ	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
ク	業務実施体制調書	受託業務の実施体制、配置予定者(業務実績、担当する業務)について記載する。	様式4
ケ	受託業務実績	AIオンデマンド交通導入・運用業務の受託実績について記載する。	様式5
コ	システム要件確認表	様式に基づき記載する。	様式6

(2)作成要領

- ・紙媒体の提出にあたっては、サイズはA4判(縦横問わず)で作成すること。ただし、A3判を折りたたみ、A4判のサイズにして提出書類に盛り込むことは可能とする。
- ・作成済みのパンフレット等を除き、提案内容本文の文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・副本については、会社名やロゴマークなど、提案者を特定または推測できる内容は記載しないこと。

(3)提出部数 10部(正本1部(ア～コ)、副本9部(オ～コ)※複写可

(4)提出期限 令和8年8月19日(水)17時必着

(5)提出方法 持参・郵送等問わないが、期限内に確実に届く手段をもって提出すること。

(6)提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ

9 審査基準

(1)別紙「審査基準」のとおり

(2)審査方法及び審査体制

企画提案の審査は、「審査基準」に基づき書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、受託する事業者を選定する。

書類審査は事務局、プレゼンテーション審査は、市職員で構成された審査委員会において行う。ただし、見積書の額が提案上限金額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。

10 書類審査

(1)審査内容

提案書提出届提出者について、「4. 参加資格要件」に規定する参加資格要件の確認を行う。

また、「審査基準」に基づき、企画提案書等を審査し、上位3者程度をプレゼンテーション審査参加事業者に選定するものとする。得点が同点の者が複数ある場合は、見積額が低いものを上位として取り扱い、得点が同点かつ見積金額が同額の場合は、プロポーザル執行業務に関係のない職員にくじを引かせ、上位者を決定する。なお、参加事業者が3者に満たない場合であっても、書類審査を行い、参加資格要件を満たす全ての参加事業者をプレゼンテーション審査参加事業者とする。

(2)審査結果

審査結果は令和8年8月25日(火)までにすべての提案者に電子メールにより通知する。

11 プレゼンテーション審査

(1)実施日

令和8年9月1日(火)

※ 実施日、開始時間、会場等の詳細は書類審査の結果通知と併せて通知する。

(2)出席者

本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

(3)審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション(30分以内)及び企画提案書等に関する質疑応答(15分以内)を実施し、「審査基準」に基づき提案内容の審査を行うものとする。書類審査及びプレゼンテーション審査の合計得点が最も高いものを受託候補者として選定することとし、評価の最高得点者(最優秀提案者)が複数あるときは、プレゼンテーション審査の得点が高いものを受託候補者として選定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

(4)審査結果

審査結果は、令和8年9月4日(金)までにプレゼンテーション審査参加事業者に対し、提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

(5)その他

- ・大型モニター及び HDMI ケーブルは、プレゼンテーション審査の会場に用意する。その他の必要な機材(パソコン等)については各自で持参すること。
 - ・公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できないものとする。
 - ・プレゼンテーション及び質疑応答は参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。
- また、モニターに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。

12 企画提案書等の取扱い

- (1)提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2)提出された企画提案書等は、本業務委託審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3)提出された企画提案書等は、本業務委託審査目的以外に提出者に無断で使用しない。

13 その他留意事項

- (1)当該プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2)企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3)審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4)審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5)提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (6)企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

14 事務局(問い合わせ先)

所在地 〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

担当部署 八代市 総務企画部 地域政策課 公共交通係 担当者 乙吉・須藤

電話番号 0965-33-4168(直通) FAX 0965-33-5125

電子メール chiiki@city.yatsushiro.lg.jp

審査基準

区分	評価項目		評価基準	審査主体	配点
書類審査	業務実績		AIオンデマンド交通システム提供の実績はどの程度あるか。	事務局	5
	業務実施体制		業務を円滑に実施するために必要な知識、経験を有する人員の配置体制が整っているか。		10
	金額の妥当性		見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。		10
	作業計画の妥当性		業務の工程管理は工夫され、実効性の高い計画となっているか。		5
		(1)システム構築	「システム要件確認表」の必須要件は満たされているか。		5
			「システム要件確認表」の加点要件に対する実装があるか。		5
プレゼンテーション審査	業務内容		・「画面構成が直感的に分かりやすく操作性に優れている」、「混雑状況や待ち時間が明確に示される」など、利用者、ドライバー、運行管理者等にとって利用しやすいと感じるシステムか。 ・安全かつ効率的な配車・ルート生成を行うことができるシステムか。	審査委員会	15
		(2)システムの保守・運用	・運行中のサポート体制や支援内容は十分なものか。 ・保守管理におけるサポート体制、内容は十分なものか。 ・システム障害が発生した際も迅速に対応できる体制がとられているか。		5
		(3)コールセンターの設置・運用	コールセンターの運営体制は十分なものか。		5
		(4)利用方法の説明・指導	本市、運行事業者、コールセンターオペレーター、ドライバー、利用者に対するシステム利用方法の説明・指導の内容は十分か。		10
		(5)プロジェクトマネジメント	効果検証や改善について、適切に支援される提案となっているか。		10
		(6)その他運行開始準備業務	適切な運行開始準備が行われる提案となっているか。		5
	その他の提案		有益な独自提案がなされているか。		5
	事業者の意欲・熱意		業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。		5
	合 計				100